

行田はちまんマルシェ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、行田はちまんマルシェ（以下「マルシェ」という。）が行う販売等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 マルシェの運営のために具備すべき事項は次のとおりとする。

(1) マルシェの主催者は「行田はちまんマルシェ実行委員会（以下、実行委員会）という。」とし、運営についても同実行委員会が執り行う。

(2) 販売方法は、直接販売及び委託販売とする。

直接販売にて販売可能な品目は農産物、農産物加工品、飲食物、手工芸品、その他実行委員会にて適当と判断した商品とする。

委託販売にて販売可能な品目は市内産農産物及び市内産農産物加工品とする。委託販売にかかる商品の納品及び回収は、出店者が行う。

(3) 販売品の価格については、適正な価格設定を心がけ、時価に比して極端に高額又は低額となることのないよう努める。

(4) 出店者は販売によって生じた売上金額から出店料を実行委員会に納入する。出店料の金額は次のとおりとする。

直接販売の場合、農産物及び農産物加工品ならびに飲食物、手工芸品、その他品目を販売品目とした場合、売上金額に対して5%（1円単位切上げ）の出店料を納入する。

委託販売の場合、販売品目に限らず売上金額の10%（1円単位切上げ）の出店料を納入する。

販売品目等、諸条件は別表1のとおりとする。

(5) 実行委員会事務局は、マルシェ当日の準備作業及び撤収作業を補助する当番出店者を指名する。当番出店者は出店当日、事務局の指示した時間、場所に集合し作業に従事する。

(6) 出店の際、実行委員会から資機材の貸与（タープ、販売台）を受けることができる。貸与できない資機材は、出店者が持参する。

貸与を受けた資機材は、出店当日中に実行委員会へ返却する。また、その際に貸与に係る費用を実行委員会へと支払う。

備品貸与に係る費用は別表2のとおりとする。

(運営の遵守事項)

第3条 出店者は、次の事項を遵守する。

(1) 実行委員会の決定事項を守り、組織の融和を乱す行為を行わない。

(2) その他、マルシェ及び行田市のイメージを損なうような行為を行わない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、役員会で決定する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(別表1)

				出店料
販売品目	直接販売品	農畜水産物 農畜水産物 加工品	農畜水産物及び農畜水産物加工品（一次加工食品）	売上金額の5%
		飲食物	二次加工食品、三次加工食品、その場で喫食可能な飲食物及び調理品、その他「農産物」に含まれない食品	売上金額の5%
		手工芸品	手工芸品（衣料品、装飾品、美術品、玩具、雑貨）、古物・リユース品、ワークショップ、その他「農産物」及び「飲食物」に含まれない商品	売上金額の5%
	委託販売品	農畜水産物 農畜水産物 加工品	市内産農畜水産物及び市内産農畜水産物加工品（一次加工食品）	売上金額の10%
出店者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で農畜水産物等の一次産品を生産し、加工し、又は販売する個人若しくは団体。 ・市内に商店や事業所を構える個人又は団体。 ・その他、実行委員会が特別に認めるもの。 			
販売場所及び販売方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の指示したスペース内での営業とする。 ・販売時に使用する資機材は出店者が持参し、使用する。 ・搬入出は出店者の責任において速やかに行う。 ・軽トラック等の搬入車両で直接販売にあたることは不可とするが、キッチンカー等の特殊な機能を持った車両についてはその限りではない。 			
販売品の表示	食品表示法に基づき、生産地、品名及び連絡先を表示する。販売や営業に許可が必要な加工品、飲食物は許可を取得し、証明書等を掲示する。			
開催日程	毎週日曜日午前9時から12時。			
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者毎で精算する。 ・売上金額はマルシェ終了時に事務局へ報告する。 			
クレーム等の対応	販売品のクレーム対応は、全て出店者の責任で対応する。 ※クレームが発生した場合は、実行委員会へ報告すること。			

(別表2)

品名	数量	費用	備考
タープ	1基	なし	
販売台	2台1組	なし	出店状況により共用
発電機	1口（1ソケット）	500円	最大4口・最大25A

※貸与に係る費用は、いずれも1開催あたりの金額